

診療所・歯科診療所 変更等の手続に必要な書類

提出書類		部数	変更事項
<p style="text-align: center;">診療所(歯科診療所又は助産所) 開設許可事項一部変更許可申請書 【第5号様式】</p>		2	<p><事前の変更許可></p> <p><u>法人開設</u>で、次の届出内容を変更する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開設の目的、維持の方法 2 従業員の定員 3 敷地の面積、平面図¹⁾ 4 建物の構造概要、平面図²⁾ 5 歯科技工室の構造概要 6 病床数
添付書類	<p>*1 敷地の平面図</p> <p>*2 建物の平面図(縮尺200分の1以上のもの)</p> <p>・ エックス線診療室防護図 (平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入してください。)</p> <p>注) 変更に係る図面は、現行と変更後の2種類を添付し、変更部分を明示してください。 (室の用途のみを変更する場合は、1枚の図面に新・旧の用途を明示してもかまいません。)</p> <p>注) 建物の平面図は、各室の用途を示し、かつ、各病室の病床数及び病床種別を示す図面としてください。</p>		
<p style="text-align: center;">診療所開設許可(届出)事項の変更届 【第11号様式】</p> <p style="text-align: center;">ただし、右記変更事項11.12.13については 「診療所開設届出事項一部変更届(従事者変更届)」使用可</p>		2	<p><変更後10日以内に届出></p> <p><u>法人開設・個人開設</u>で、 次の届出内容を変更した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開設者の住所、氏名及び診療所の名称 (法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称³⁾) 2 住居表示 (開設場所が区画整理等で住居表示を変更するとき⁴⁾) 3 診療科目⁵⁾ 4 管理者の住所、氏名⁶⁾ <p><u>個人開設</u>で、次の届出内容を変更した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 開設者が他に開設、管理又は勤務している病院・診療所の状況 6 従業者数 7 敷地の面積、平面図¹⁾ 8 建物の構造概要、平面図²⁾ 9 歯科技工室の構造概要 10 病床数 11 診療に従事する医師・歯科医師の氏名・担当診療科目及び診療日時⁷⁾ 12 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時⁷⁾ 13 薬剤師の氏名⁸⁾
添付書類	<p>*3 定款又は寄付行為の写し、及び登記事項証明書</p> <p>*4 建物名の変更の場合、建物所有者からの通知等(任意)</p> <p>*1 敷地の平面図</p> <p>*2 建物の平面図(縮尺200分の1以上のもの)</p> <p>・ エックス線診療室防護図 (平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入してください。)</p> <p>注) 上記注意事項参照</p> <p>*5 麻酔科を標榜する場合は、標ぼう許可書の写し(原本持参)</p> <p>*6 臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(登録証・免許証は原本持参)</p> <p>医療法人の場合、新管理者が医療法人の理事になっていることを確認できる議事録等</p> <p>*7 臨床研修等修了登録証の写し(医師・歯科医師のみ)、免許証の写し(原本持参)</p> <p>*8 添付書類不要</p>		

入院施設を有する診療所(有床診療所)の施設を一部変更許可後に使用する場合、診療所(歯科診療所又は助産所)開設事項一部変更使用許可申請【第22号様式】(手数料26,000円(自主検査の場合3,700円))が必要です。